

各 位

亀山市 子ども未来部 子ども総合支援課

## 令和6年度 妊婦歯科健康診査の実施について

亀山市では、妊婦歯科健康診査を行っています。

妊娠中は、ホルモンの変化により、むし歯や歯周病にかかりやすくなります。妊婦さんご自身と生まれてくる赤ちゃんの健康管理のために歯科健康診査を受けましょう。

## 記

- < 対象者 > 亀山市に住所を有し、令和6年4月1日以降に妊娠届を提出した妊婦  
※受診日に亀山市に住民登録がない場合は対象となりません。  
※転入前に他市町村等で妊婦歯科健康診査を受診している場合は対象となりません。  
※亀山市歯周病検診無料券との併用はできません。
- < 受診場所 > 市内実施歯科医院（裏面）
- < 自己負担額 > 無料  
※市が指定する歯科健康診査の内容以外は自費となります。
- < 受診回数 > 妊娠期間中に1回  
※健診票を利用できる期間は妊娠期間中のみです。出産後は使用できません。
- < 受診方法 >  
(1) 事前に実施歯科医院に連絡し、受診日を予約してください。  
(2) 受診日当日は、次のものをご持参ください。  
①亀山市妊婦歯科健康診査票（太枠内を記入してください）  
②母子健康手帳  
③健康保険証
- < その他 > 歯科健康診査は、できるだけ、「つわり」がおさまる4～5か月頃の体調がよい時に受診しましょう。  
令和6年6月に歯周病検診無料券が届く人につきましては、妊婦歯科健診との重複受診はできませんので、どちらかでご受診ください。  
（歯周病検診無料券が使用できる期間は令和7年1月31日までです）

## 【問合せ窓口】

亀山市 子ども未来部 子ども総合支援課 母子保健グループ

住所：〒519-0164

亀山市羽若町545 亀山市総合保健福祉センター「あいあい」

電話：0595（98）5003 ※平日8：30～17：15